

平成 30 年 第 2 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 30 年第 2 回東彼杵町議会定例会は、平成 30 年 6 月 13 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	堀 進一郎 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	口木 俊二 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	橋村 孝彦 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川 哲文 君
副 町 長	(不 在)	建 設 課 長	楠本 信宏 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	深草 孝俊 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	構 浩光 君
農 委 局 長	(高月淳一郎 君)	財政管財課長	三根 貞彦 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
教 育 次 長	岡木 徳人 君	税 務 課 長	山下 勝之 君
会 計 課 長	森 隆志 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	辻 由美子 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	議案第 21 号	専決処分の承認を求めることについて (東彼杵町税条例の一部を改正する条例)
日程第 2	議案第 22 号	専決処分の承認を求めることについて (東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第 3	議案第 23 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 7 号))
日程第 4	議案第 24 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 5 号))
日程第 5	議案第 25 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号))
日程第 6	議案第 26 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号))
日程第 7	議案第 27 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 29 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号))

- 日程第 8 議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 29 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号))
- 日程第 9 議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 29 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号))
- 日程第 10 議案第 30 号 東彼杵町地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 31 号 東彼杵町防災情報等提供設備財政調整基金条例の制定について
- 日程第 12 議案第 32 号 東彼杵町オフトーク通信設備に関する条例を廃止する条例
- 日程第 13 議案第 33 号 東彼杵町農産加工センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 日程第 14 議案第 34 号 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 35 号 東彼杵町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 36 号 東彼杵町地域活性化住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 37 号 東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 38 号 東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 議案第 39 号 平成 30 年度東彼杵町一般会計会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 20 議案第 40 号 平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 21 報告第 2 号 繰越明許費に関する報告について
(平成 29 年度東彼杵町一般会計)
- 日程第 22 報告第 3 号 事故繰越しに関する報告について
(平成 29 年度東彼杵町一般会計)
- 日程第 23 報告第 4 号 予算繰越に関する報告について
(平成 29 年度東彼杵町水道事業会計)
- 日程第 24 報告第 5 号 専決処分に関する報告について
(東彼杵町防災情報提供システム整備業務委託契約の変更に伴う請負金額の変更について)
- 日程第 25 報告第 6 号 専決処分に関する報告について
(里一ツ石線改良工事(9 工区)請負契約の変更に伴う請負金額の変更について)
- 日程第 26 報告第 7 号 専決処分に関する報告について
(太ノ浦周辺用水対策工事請負契約の変更に伴う請負金額の変更について)
- 日程第 27 発議第 1 号 核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書

6 散 会

開 会（午前 9 時 29 分）

○議長（後城一雄君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。これから議事に入りますが、その前に議員連絡会で話が出ました件につきまして町長に申し入れをいたしておりますので、町長よりご説明と、それから森議員に対する回答の中での説明が不良だったということでございますので、その件につきまして、2 点について町長よりご説明をお願いします。町長。

○町長（渡邊悟君）

おはようございます。議長の方から話がありましたように、昨日は口木議員の質問に対して全国鯨フォーラムのイベントか何かするのかという質問に対しまして、たまたま傍聴席にいらっしゃった方の個人名を上げてしまいましたものですから、今後このようなことがないように十分注意いたしますので、大変申し訳ございませんでした。

2 点目が、森議員から質問があつてました私の任期中の話かなんかだったと思うんですけども、光ブロードバンドが終わりました、そして後は学校の統合が終わりましたということで、小学校の統合までは良かったんですが、中学校の統合まで終わったと発言したそうでございます。これは中学校の統合はまだ今進行形で出来ておりませんので、訂正をさせていただきたいと思ひます。以上でございます。

日程第 1 議案第 21 号 専決処分の承認を求めることについて
(東彼杵町税条例の一部を改正する条例)

日程第 2 議案第 22 号 専決処分の承認を求めることについて
(東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長（後城一雄君）

それではこれから議事に入ります。日程第 1、議案第 21 号専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町税条例の一部を改正する条例）、日程第 2、議案第 22 号専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、以上 2 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 21 号専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、下記事項につきまして別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。東彼杵町税条例の一部を改正する条例でございます。

次に、議案第 22 号専決処分の承認を求めることについてということで、同じ文面でございますけれども、東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

それぞれ担当の課長から説明をさせますので、ご審議の上、適正なご決定を賜りますようよろし

くお願いいたします。

これにつきましては税務課長から説明をさせます。税務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（山下勝之君）

町長に代わり、議案第 21 号東彼杵町税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。今回の東彼杵町税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部を改正する法律等が本年 3 月 31 日に交付され、4 月 1 日に施行されることに伴い、3 月 31 日付で専決処分したものです。配布しております資料、東彼杵町税条例の改正概要をご覧ください。

この資料は、新旧対照表に対応した改正の概要と施行年月日を条項順にまとめたものになります。改正内容につきましては、条項が飛び飛びのご説明になりますけれども、こちらを使って説明させていただきます。

まず資料 1 ページの条例第 24 条 1 項、左側に書いてある条例の対応になります。第 24 条 1 項、24 条 2 項、下に飛びまして 34 条の

○——△——

新旧対照表の表題を言わないと分からないよ。

○税務課長（山下勝之君）

議案第 21 号の資料となっております東彼杵町税条例の改正概要でご説明したいと思います。

戻りまして資料 1 ページの第 24 条第 1 項、第 24 条第 2 項、それから第 34 条の 2、第 34 条の 6。そして資料の 3 ページになりますけれども、附則第 5 条になります。こちらは住民税関係の改正になっております。住民税非課税の判定所得が現行より 10 万円引き上げられることによる改正と基礎控除、調整控除が所得 2500 万円超の方が受けられなくなることによる改正になります。

次に資料 1 ページ目の条例 23 条第 3 項ですね。すみません、それから下に飛びまして第 48 条になります。こちら地方税の電子化ということで、大法人は法人税をエルタックスを利用した電子申告を行うことが義務付けられております。それらに関する改正になります。

続きまして資料の 2 ページになります。第 92 条以下から第 98 条までになります。これは今回の一番の改正点だと思っておりますが、たばこ税の見直しと増税による改正になります。

まずシェアが増加しております加熱式たばこですが、現在はパイプたばこに分類されており、重量を本数換算し、課税されていることから、紙巻たばこや加熱式たばこ間でも大きな税率格差が存在しております。格差を解消するため、新たに加熱式たばこの区分を設定し、重量と価格の要素で本数換算を行い、課税をいたします。

なお、激変緩和の観点から 4 年間は新旧の課税方式、両方を割合を用い計算し、5 年目で完全に新しい課税方式に移行いたします。移行後は加熱式タバコメーカーで異なりますが、紙巻たばこの税額の 7 割から 9 割の税額になることが試算されております。

次にたばこ税の増税ですが、国、地方の厳しい財政事情を踏まえ、財政物資としての性格を持つたばこ税への負担水準を見直します。見直し額は、国、地方合わせて 1 本あたり 1 円、町ベースで 0.43 円を本年の 10 月 1 日に。また、同額を平成 32 年度、平成 33 年 10 月 1 日に 3 回に分けて、段階的に見直します。

なお、平成 31 年は消費税が 10%になることから見直しは行われません。4 年間で 3 回見直されることから、最終的にはたばこ一箱当たり、国、地方合わせて 60 円の増税になります。

続きまして、3 ページの附則第 10 条の 2 以降になります。これら固定資産税の特例措置関係になります。附則第 10 条の 2 では地方税法の附則が細分化されたことに併せた整備と、生産性向上特別措置法の適用を受ける者の減額規定が地方税法附則で新設されましたので、参酌基準の範囲内で、割合をゼロとして改正いたしました。

また、条例附則第 10 条の 3 では、改修実演芸術公演施設に対する 2 分の 1 の減額規定が法附則の中で新設されましたので、これについても改正しております。そして条例附則第 11 条以下につきましては、土地課税の負担調整措置が現行の仕組みから再度 3 年延長されることになりましたので、それらに関する改正になります。

その他ご説明していない条項につきましては、法令改正に併せた条項ずれや字句の変更による整備の改正になります。税条例は以上になります。

引き続き、議案第 22 号東彼杵町国民健康保険税の一部を改正する条例につきまして、ご説明に移ります。

今回の国民健康保険税条例の一部改正も、地方税法の一部を改正する法律等が本年 3 月 31 日に交付され、4 月 1 日に施行されることに伴い、3 月 31 日付で専決処分したものです。

こちらにも先に配布しております資料、東彼杵町国民健康保険税条例の改正概要をご覧ください。こちらの資料も新旧対照表に対応した改正の概要を条順にまとめたものになります。

改正内容につきましては、こちらを使ってご説明させていただきます。

まず、条例第 2 条については、国民健康保険税の財政責任主体が県になったことによる定義の整備と、国保税医療額の限度額が 54 万円から 58 万円に引き上げられたことによる改正を行っております。

次に、条例第 23 条につきましては、低所得世帯の均等割額と世帯別平等割額を減額する際の所得基準になる軽減判定所得の算定に用いる金額が、5 割軽減については 27 万円から 27 万 5000 円に、2 割軽減については 48 万円から 50 万円に引き上げられましたので、改正を行っております。

そしてすみません。資料の改正の概要中なんですけれども、7 割軽減、5 割軽減。下に 5 割軽減と誤って記載しておりました。下の 5 割軽減は 2 割軽減になりますので、お詫びして訂正をお願いいたします。

最後に第 24 条の 2 につきましては、雇用保険受給資格証明はマイナンバーによる情報連携が利用できますので、そのことについて改正しております。

先ほど言い漏らしたんですけれども、税条例の改正につきましては、施行日が何段階に分かれているものですから、施行日の方を改正概要の方の左側をご参考ください。

国民健康保険税条例につきましては、平成 30 年 4 月 1 日から施行いたします。以上で議案第 21 号と議案第 22 号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 21 号、議案第 22 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 21 号、議案第 22 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 21 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 21 号専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町税条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、これから議案第 22 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 22 号専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第 3 議案第 21 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号））

○議長（後城一雄君）

次に日程第 3、議案第 23 号専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号））を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 23 号平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号）でございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 9157 万 3000 円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 51 億 4037 万 6000 円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳出において決算見込みによる繰出金、扶助費などの減額のほか、剰余金の見込みによる積立金としてふるさと創生事業基金積立金に 4500 万円、下水道事業基金積立金に 3000 万円、教育文化施設整備基金積立金に 5000 万円、庁舎整備基金積立金 1300 万円を計

上いたしております。

歳入におきましては、扶助費並びに投資的経費等の特定財源を事業実績等により、国庫支出金 567 万 7000 円の減、県支出金 1181 万 6000 円の減などを減額をいたしまして、一般財源では、実績による町税 3951 万 9000 円のほか、交付額の確定に伴います特別交付税 4713 万 2000 円を追加計上いたしております。

平成 29 年度の最終予算額は 51 億 4037 万 6000 円で、対前年比 0.1%の増、575 万 2000 円の増となっております。

詳細につきましては、財政管財課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

議案第 23 号平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号）は、先の町議会定例会後において、歳入歳出の見込み額に増減が生じたものについて地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、予算の補正を専決処分により行ったものであります。

補正の内容につきましては、そのほとんどが事務、事業の実績により執行残額の減額整理を行ったものであります。

また、歳出中、光熱水費の減額は、契約者を九州電力から地域電力会社に切り替えたことが主な減額要因となっております。

なお、追加説明につきましては先ほど申し上げましたように、執行残額を整理したものがほとんどでございますので、皆減したものや説明欄では増減理由が分かりにくい部分について説明を加えさせていただきます。

それでは 31 ページをお願いいたします。3 歳出、2 款 1 項 5 目財産管理費、25 節積立金、ふるさと創生事業基金積立金は、ふるさと応援寄附金実績 3562 万 100 円と決算余剰金 937 万 9900 円の合計で 4500 万円を積み立てるため、予算不足額 166 万 9000 円を追加しております。

また、決算余剰金処分によります庁舎整備基金積立金 1300 万を新規に計上いたしております。

飛びまして 36 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、28 節繰出金、国民健康保険事業は、主に国保の都道府県統一化に伴う電算改修費等事務費繰出金の実績減により、また、介護保険事業は、主に介護給付費繰出金の実績減により、403 万 3000 円、2146 万 1000 円がそれぞれ減額となっております。

41 ページをお願いいたします。6 款 1 項 3 目農業振興費、19 節、強い農業づくり交付金事業補助金は、てん茶工場建設に対する国の補助金の決定により 1636 万 8000 円の減額となっております。

また、同節の財源更正は、歳出の有害獣による被害防止対策事業補助金電気柵が 30 万円減額しましたが、それに充当します歳入の県鳥獣被害防止総合対策事業補助金が 4 万 2000 円追加交付となったため、財源更正として処理を行っております。

6 目、農業集落排水事業特別会計繰出金は、主に修繕費の減少により 295 万円の減額となっております。

44 ページをお願いいたします。6 款 3 項 2 目 28 節、漁業集落排水事業特別会計繰出金は、主に

管理委託の入札執行実績により 100 万円の減額となっております。

45 ページをお願いいたします。7 款 1 項 4 目、重点道の駅整備推進委員謝金は国交省による用地の買収交渉が継続中であったため、委員会の開催を見送り 9 万円が皆減となっております。

47 ページをお願いいたします。8 款 2 項 2 目 17 節、用地費は、大野原高原線橋ノ詰地区の離合箇所設置のため用地費を計上しておりましたが、工事箇所の再検討が必要となりましたので 30 万円を皆減しております。

49 ページをお願いいたします。5 項 2 目 25 節、下水道事業基金積立金は、剰余金処分により 3000 万円を積み立てるものでございます。

28 節、公共下水道事業特別会計繰出金は、主に工事入札の実績減により 550 万 4000 円が減額となっております。

52 ページをお願いいたします。10 款 1 項 2 目 8 節報償費、11 節需用費及び 12 節役務費は、コミュニティスクール推進事業に係る経費を計上しておりましたが、県の指導で一般会計を通さない補助事業となりましたので、20 万 8000 円、7 万円、1 万 8000 円がそれぞれ皆減となっております。

25 節、教育文化施設整備基金積立金は、剰余金処分による積立金として 5000 万円を積み立てております。

53 ページ、2 項 1 目 4 節、社会保険料等は、特別支援教育支援員の勤務が 1 日 6 時間を越える勤務となることで社会保険料を計上しておりましたが、6 時間未満の勤務となり、社会保険料が不用となりましたので 36 万円が皆減となっております。

12 節、植木剪定手数料は、彼杵小学校の予算として 15 万円を計上しておりましたが、西日本高速道路メンテナンス株式会社長崎保全センター様の企業活動により剪定を行っていただきましたので、皆減となっております。

戻っていただいて、8 ページをお願いいたします。2 歳入、1 款 1 項町民税から 18 ページ、8 款 1 項自動車取得税交付金までは、各税目の課税実績、又は各交付金の交付実績に基づき増額、又は減額を行っております。

19 ページをお願いいたします。11 款 1 項地方交付税は、特別交付税の確定に伴い 4713 万 2000 円を追加計上しております。なお、本年度の特別交付税の総額は 1 億 2713 万 2000 円となり、昨年度より 1148 万 6000 円の減額となっております。

20 ページ、12 款 1 項交通安全対策特別交付金から、22 ページの 14 款 2 項手数料までは交付実績、又は徴収実績により減額を行っております。

23 ページ、15 款 1 項国庫負担金から、27 ページの 16 款 3 項委託金までは、歳出実績により交付金の減額、または増額を行っております。

29 ページをお願いいたします。19 款 1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金は、当初予算編成時に財政調整のため繰入れて財源としておりましたが、財源の目途が立ちましたので全額を減額しております。

2 目オフトーク通信施設等財政調整基金繰入金は、光情報通信基盤整備事業負担金として 1 億 7110 万円を、オフトーク通信事業費として 406 万 947 円を繰り入れる必要がありましたので、41 万 4000 円を追加いたしております。

6 目教育文化施設整備基金繰入金は、工事の入札実績減により 43 万円を減額しております。

30 ページをお願いいたします。21 款 4 項 5 目雑入、炭焼き職人プロジェクト原材料等は、地域おこし協力隊による炭焼き原木の切り出しがなかったことにより 30 万円、火おこし器の販売実績により 50 万 7000 円、合わせて 80 万 7000 円を減額しております。

また、お試し住宅レンタカー借上料負担金はレンタカーの借上げ者がありませんでしたので、20 万円が皆減となっております。

戻っていただいて、1 ページから 7 ページは、ただいま説明しました金額の積み上げですので説明を省略させていただきます。以上説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

36 ページお願いします。そこに社会福祉の方の 28 節繰出金のところで、介護の繰出金が 2100 万円減っております。先ほどの管財課長の話では介護給付費が減っていることなんですけれども、町長がいつもお話をされる時は、いつも今からは介護は増える、介護は増えるということなんですけれども、町内の実績を見ますと多分 3 年連続ぐらいつと介護給付費が減っているんですよ。実際、事業所に行ってみますと、その原因としてはディサービスと居宅介護サービスが減ったという話をよく聞くんです。どういう原因なのか。他の市町もこういった介護給付費が減る傾向にあるのか。本町だけの減少なのか。そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

他の市町村がどうかよく分かりませんが、東彼杵町の給付費は実際減っております。元気老人が増えたということです。それと予算が極端に減っておりますけれども、これは予算の組み立て方、件数が多いだろうということで、例えば具体的に話をしますと、極端に違う所が出てきております。あと介護の方でまた説明をしないとイケませんが、例えば通所介護とか 5200 万円ぐらい、介護のサービスの居宅介護サービスの給付費というのは 5200 万円今回減額いたしております。

その主なものというのは、通所介護が減っているわけですね。これが件数が、例えば 1,800 件あるだろうと予想をしていたわけですよ。この見立ても問題があると思うんですけど、1,800 件していましたけれども、結果的には 1,466 件ということで、4 分の 1 ぐらいは少なくすんだということです。この辺が大きな要因。

それからまた、認知症対応のグループホームも 1000 万円ぐらい減っております。例えば 432 件が 408 件ということで、30 件ぐらい減っているわけです、認知症もですね。

それからもう 1 件大きいのが施設介護サービスの給付費、これは特別養護老人ホームも 2500 万円減らしております、480 件が 425 件。

それから老人保健施設も 3500 万円減らしておりますけれども、600 件から 500 件に減っております。

ですから、軒並み予算の組み立て方もあります、確かに。大きく見るっていうのもあるんでしょうけれども、予測が分かりません。結果的には介護施設に通われるだろうという予想が減ったとい

うことですので、それだけ元気になっているのかなと思います。

認定率はほとんど変わらないんです。高齢化で団塊の世代がどんどん今から人口が増えていくわけですけども、あまり増えてないというのが現状であります。

だから今年は、県下でも下から2番目ぐらいの介護保険料になりました。あまり上がってないと思います。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

他に。3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

歳入歳出一緒にいいんですかね。

そしたら30ページの先ほど説明がありました雑入で、炭焼き職人プロジェクトの原材料費減と。これはかなりイベントとかに行かれたり、小音琴でも雑木をという話があったんですが、どういう状況になっているんですか。この活動状況、炭を焼かれているのかどうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

この減額に対しましては、炭焼きの原木の購入の内容でございましたけれども、今年度につきましては、平成28年度に調達したもので平成29年度は賄えたというような状況の中で、そのまま減額という形になっております。

実際作りました内容につきましては、先ほどお話がありましたようにいろんなイベント等の中で宣伝をし、そういった販売ということも含めて地域おこし協力隊の取り組みが行われております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

そしたら平成28年で在庫が残ってたと。平成29年度は炭窯の活動といいますか、どういう状況になっているんですか。あまり稼動してないということになるんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

実際まだ在庫がございます。平成29年度はどういう状況か私も把握をしておりませんので、確

認をとりまして、ご報告をさせていただきたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

協力隊と打合せをしたところ、原木がなかなか見つからないと、あるいは山を切り出すための労力ですか、それがなかなか体制が整っていないと。だから本当はこういう予算を使ってやればいいですけども、場所も選定も出来ない。役場も今協力してやれということで打合せをしてるんですけども、もう 10 月で終わりですので、ほんと幾ばくもないんです。本人さんも、そこら辺の炭を焼くことには長けておられますけれども、原木を集めるとか、今から先の原材料がどのくらいストックがあるのかとか、そこら辺の調整がまだ出来ておりません。なかなか町が協力をして、原木がどのくらいどこにあるのか、どのくらいとか相談に行くとか。そういうことを協力してやらないと、こういうことになるのかなと思っております。もう少し協力隊とも支援体制を整えながらやるべきではないかと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

実際、遠目の方に聞いてみますと、炭を何回も焼いていないみたいです。はっきり言って、焼いても売れないわけです、焼いた炭が。協力隊の設定が高すぎるんですよ、はっきり言って。安いスーパーあたりと比べれば 3 倍ぐらいするし、普通の炭よりも 2 倍以上するんですよ。

だからそれをインターネットで本人さんが売って、差別化をした炭を売りたいというその気持ちはわかりますけれども、現実はそのようなわけですよ。あまり値段設定が高いから売れないんであって、そこら辺を役場としても助言をするなりアドバイスするなりしてやらないと、今作った炭でさえ売れ残ってしまうのではないかと私はそこら辺心配しているんですけど。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、吉永議員が言われたことも一理あるんですけども、実はあまりにも遠目の炭が安すぎるといふのがあるんですよ。コストを調べたらあまりにも安い、収益性がないんですよ。だからそこは今から引き上げていかないとということで、今おっしゃったように差別化をしないといけないということでパッケージを変えとか、見掛けがいいような商品を作ろうということで、盛んに福岡、熊本それから大阪辺りに行っております。販売活動をどんどんされてます。

熊本に素晴らしい大きな会社がありますので、そこと連携をしながら販売をしようかということでこの頃聞いております。なかなか現実には木炭だけでは生活できないような状況でございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

関連しますけれど、先ほど町長がおっしゃったように任期が 10 月ですよ。地域おこし協力隊

の最終目的というのは、定住していただくことが第一義だと思うんですよ。私も時々本人と話をするんですけど、例えば商品価値におきましてはかなり高品質な炭ですから、当然しかるべき値段で売れてるし、かなり需要は増えているというふうに聞いております。ただ、ホームセンターあたりの炭とは比較にならない品質ですから、それなりの需要は伸びていると聞いております。

先ほどの話の中でおっしゃったように、原木の切り出し、あるいは炭焼き。炭焼きに関しては技術は習得されたようではございますけれども、結局、原木のある場所を探すのとそれを切り出す能力が今はない。ですから、私もある時、原木が足りないというので檜の木がある所を若干ご紹介した事案があります。それも切りきらないということですから。地域おこし協力隊の最終目的の定住ということを考えれば、今そこら辺足りない部分を行政側がサポートしてあげないと、彼は多分この町に残れられないのかなという気が私は心配しております。ですから、そこら辺のサポートを今度どういふふうに考えておられるのかをお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

定期的に打合せをやるようにということで、私も含めてたまにやるようにしているんですけども、なかなか打つ手が、今おっしゃったように価格が合わないものですから、なかなか木炭だけで生活というのは無理なようです。それは確かに無理です。だからなんか複合経営でやることを考えないとということも言っております。それは自分の考えでは木炭だけで生きろうと思われておられますけれども、なかなか市場が許しませんので簡単にいきません。

10月までですので、多分今おっしゃるよう定住していただけないかも分かりません。それはどうしてもなりませんので、本人さんの努力の、あるいは町のサポートもしないといけないんですけども、なかなかこの面は販売が一番、収入が基本でございます。生活できなければやむを得ないのかなということで、一応見放すことはしませんけれども、担当の課にもサポートするようにしております。なかなか積極的に原木を町と一緒にやろうかっていう気持ちあたりはあんまりお見せにならないものですから、今の状態ではないかと思えます。かなり定住は厳しいと思っております。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

53ページの学校管理費、役務費。先ほどの説明の植木剪定手数料の15万円なんですけど、高速道路を管理する西日本なんとなんとかっていう会社の好意によって、これを減額したというような説明でありましたが、このご好意というのはどういういきさつでされたものなのかと。

もう一つは、学校4校あるのに彼杵小学校だけをされたものなのか、この辺の所の確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

これはネクスコの協力会社ということで町内の建設業を営んでおられる会社です。社会貢献活動の一貫で、そういったボランティア的な環境整備をされております。そういったことで教育委員会の方に教育委員会が管理する文教施設の環境整備ということで何かあればという申し出がありましたので、彼杵小学校も含め、町民グラウンドとか、あるいは分室の高木、あるいは枝木の生垣ですかね、そういったものの剪定等を実施をしていただいております。

これは単年度ではなくて継続的に社会貢献活動をされるみたいですので、文教施設に限らず、ある程度手が必要な所は、今後ともご協力をいただくようお願いをしましろうかというふうを考えております。そういう事情でございます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

ボランティアは非常に結構なことなんですが、ネクスコの直営で地元の業者さんがということの解釈でいいんですかね。そうすると、それを負担するのが地元の業者なのか、それともネクスコさんなのか、その辺の区別がどのようになっているんですか、どちらなんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

当方としましては申し出を受ける立場でございますので、中身の費用負担等については存じ上げません。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

知らないということではなくて、もちろん負担はどうなっているのか、ということはこちらからも聞いて、そして下請けの会社に行くようであれば町内の業者はきついわけです。それは確認をしますので、後でまた、報告いたします。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

そういう可能性があるかなと思ったんです、実は。親会社っていうか、ネクスコさんの高速道路をおそらく管理されている地元の業者さんが、下請け業者に地元のボランティア活動もしとけよと言ったものなのか、それともうちが出すからちょっとやっといってくれ、というのではちょっと違っ

てくるのかなと思うわけですね。その辺のところを確認したかったものですから、今の質問をさせていただきます。後日でよろしいですので、これは確認してお知らせしていただきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

先ほどの次長の話では継続的というふうなお話でございました。以前もこういった事例があったのかですね、どうかお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

少なくとも平成29年、平成28年ぐらいは申し出をいただきまして、同様の環境整備を行っていただいております。以上です。

○議長（後城一雄君）

他に。3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

31ページの3の財政管理費ですけれども、ふるさと応援寄附金の中で謝礼がございますけれども、この件に関してポイントで占めるピーチ、何%ぐらいこの中で占めているんですか。今回からなくなるということなのですが、お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

手元に資料がございませんので、後ほどお知らせいたします。

○議長（後城一雄君）

他にございますか。

それでは質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号は会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 23 号専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号））は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 4 議案第 24 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号））

日程第 5 議案第 25 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号））

日程第 6 議案第 26 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号））

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 4、議案第 24 号専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号））、日程第 5、議案第 25 号専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号））、日程第 6、議案第 26 号専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号））、以上 3 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 24 号（平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号））でございます。

歳入歳出予算総額から、歳入歳出それぞれ 3119 万 9000 円を減額いたしまして、予算の総額をそれぞれ 14 億 3946 万 4000 円とするものでございます。

補正内容につきましては、歳出では、保険給付費及び特定健診委託料について、支払い実績により減額をいたしております。

歳入は、交付金確定により療養給付費等負担金、長崎県財政調整交付金を増額いたしまして、療養給付費交付金、一般会計繰入金を実績により減額いたしております。併せて歳入歳出決算見込によりまして、国民健康保険財政調整基金繰入金 7402 万 5000 円を減額計上し、財源更正を行っております。

次に、議案第 25 号でございます。平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）です。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 億 2450 万 3000 円を減額いたしまして、予算の総額を 8 億 254 万 6000 円とするものでございます。

補正内容は、歳出では、主に保険給付費を実績により 1 億 5775 万円を減額いたしまして、また、

決算剰余金による介護保険基金積立金として4249万7000円を計上いたしております。

財源といたしましては、国庫支出金4240万3000円、支払基金交付金4632万6000円、県支出金2445万9000円、繰入金2146万1000円をそれぞれ減額いたしまして、繰越金1014万6000円を追加計上いたしております。

次に、議案第26号平成29年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ422万3000円を追加いたしまして、予算の総額を1億750万3000円とするものでございます。

補正の内容は、確定により後期高齢者医療広域連合納付金を422万3000円増額いたしまして、その財源には、後期高齢者医療保険料に同額を計上いたしております。

詳細につきましては、健康ほけん課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（深草孝俊君）

議案第24号につきまして、補足して説明をいたします。

11ページをお願いいたします。3歳出から1款1目一般管理費につきましては、事務費に対する一般会計繰出金の減額による財源更正をいたしております。

それから12ページにいきまして、2款1項1目一般被保険者療養給付費につきましては、一般被保険者の医療費の実績減でございます。2403万7000円の減額となります。

2目退職被保険者等療養給付費につきましても、療養給付費に対する社会保険診療報酬支払基金交付金の実績減に伴います財源更正でございます。

13ページにいきまして、2款2項1目一般被保険者高額療養費につきましても、同様に被保険者の医療費実績に伴います減額並びに療養給付費等負担金の確定に伴います財源更正でございます。

飛びまして15ページをお願いいたします。3款1項1目後期高齢者支援金、これは歳入決算見込みによりまして、基金繰入金を減額をいたしまして財源更正をいたしております。

17ページをお願いいたします。8款1項1目特定健康診査等事業費につきましては、集団健診の実績に伴います特定健康診査委託料の減額で、96万3000円の減でございます。

5ページをお願いいたします。2歳入、3款1項1目療養給付費等負担金につきましては、交付額の確定に伴います療養給付費等の追加でございます。1896万9000円。

それから6ページにいきまして、4款1項1目療養給付費交付金は、退職被保険者療養給付費交付金の確定に伴います減額で、△169万円。

それから7ページにいきまして、6款2項1目県財政調整交付金につきましては、特別調整交付金の交付額確定による追加で680万2000円でございます。

それから8ページにいきまして、9款1項1目基金繰入金につきましては、利用費の実績減、それから国県支出金等の伸びによりまして、財政調整基金繰入金を皆減したものでございます。

それから10ページ、10款1項1目繰越金につきましては、留保財源の計上ということで、2277万8000円を計上いたしております。

1 ページから 2 ページ、それから 3 ページから 4 ページにつきましては、積み上げですので説明を省略いたします。

続きまして、議案第 25 号平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）につきまして説明を加えます。

12 ページをお願いいたします。3 歳出でございます。1 款 3 項 1 目介護認定審査会費につきましては、実績によります福祉組合分担金の減額で、75 万円の減。

13 ページにいきまして、2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費につきましては、利用者数並びに利用日数の実績による減額で、△5200 万円。

3 目地域密着型介護サービス給付費につきましても、利用実績による減額で、△1630 万円。

それから 5 目の施設介護サービス給付費につきましても、同様に利用実績による減額でございます。以下同様でございますので説明の省略をさせていただきます。

それから 15 ページにいきまして、2 款 2 項 1 目介護予防サービス給付費につきましても、利用実績による減額で、△530 万円。以下同様でございますので説明の省略をいたします。

16 ページをお願いいたします。2 款 4 項 1 目高額介護サービス費につきましては、いずれも利用実績による減額でございます。400 万円の減。

飛びまして 19 ページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金につきましては、決算剰余金による積立金といたしまして、4249 万 7000 円の積立金の追加でございます。

5 ページをお願いいたします。2 歳入でございます。3 款 1 項 1 目介護給付費負担金につきましては、介護サービス給付費の実績に伴います国庫負担金の減額で、2780 万円の減。

それから 6 ページにいきまして、3 款 2 項 1 目調整交付金につきましても、同じく介護給付費の減額に伴います調整交付金の減額でございます。1262 万円の減。

飛びまして 7 ページの 4 款 1 項 1 目介護給付費交付金につきましても、介護給付費総額に対する支払基金交付金の減額でございます。△4417 万円の減。

それから 8 ページにいきまして、5 款 1 項 1 目介護給付費負担金につきましても、同じく介護給付費の減額に伴います県費の減額でございます。2346 万 8000 円の減。

10 ページにいきまして、7 款 1 項一般会計繰入金につきましては、介護給付費等の実績による法定繰入金の減額といたしまして、合計で△2146 万 1000 円の減でございます。

それから 1 ページから 2 ページ、3 ページから 4 ページにつきましては、積み上げですので説明を省略します。

続きまして、議案第 26 号平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）につきまして説明いたします。

6 ページをお願いします。3 歳出、2 款 1 項 1 目保険料等納付金は、保険料の確定による追加でございます。422 万 3000 円の追加でございます。

戻ってもらって 5 ページの歳入でございますけれども、広域連合への保険料ということで 422 万 3000 円の同額を計上いたしております。

なお、1 ページから 2 ページ、3 ページから 4 ページにつきましては、積み上げですので説明を省略します。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 24 号、議案第 25 号、議案第 26 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 24 号、議案第 25 号、議案第 26 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 24 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 24 号専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、これから議案第 25 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 25 号専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、これから議案第 26 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 26 号専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 7 議案第 27 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 29 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号))

日程第 8 議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 29 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号))

日程第 9 議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 29 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号))

○議長(後城一雄君)

次に日程第 7、議案第 27 号専決処分の承認を求めることについて(平成 29 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号))、日程第 8、議案第 28 号専決処分の承認を求めることについて(平成 29 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号))、日程第 9、議案第 29 号専決処分の承認を求めることについて(平成 29 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号))、以上 3 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長(渡邊悟君)

議案第 27 号平成 29 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)でございます。

予算総額から、歳入歳出それぞれ 295 万円を減額いたしまして、予算の総額を 3805 万円とするものでございます。

補正内容は、最終的な精査等を行いまして、歳出につきましては、委託料等実績減により業務費 295 万円を減額計上いたしております。

歳入につきましては、一般会計繰入金 295 万円を減額計上いたしております。平成 29 年度の最終予算額は 3805 万円。対前年比の 2.3%、87 万円の増となっております。

次に、議案第 28 号でございます。平成 29 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)でございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 100 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 770 万円とするものでございます。

補正の内容でございます。歳出につきましては、委託料の実績減によりまして業務費 100 万円を減額計上いたしております。

また、歳入につきましても、一般会計繰入金 100 万円を減額いたしております。最終予算額というのは対前年比 8.3%、59 万円の増となっております。

次に、議案第 29 号でございます。平成 29 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 550 万 4000 円を減額いたしまして、予算の総額をそれぞれ 3 億 2806 万 9000 円とするものでございます。

補正の内容は、歳出につきましては、業務費 262 万 5000 円、施設費 245 万 9000 円、公債費 42

万円を実績により減額いたしまして、歳入につきましては、一般会計繰入金 550 万 4000 円を減額し、予算の最終は対前年比 0.007%、2 万 5000 円の減となっております。

詳細につきましては、担当の水道課長から説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

議案第 27 号平成 29 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、補足して説明をさせていただきます。

歳出から説明をいたします。6 ページをご覧ください。需用費につきまして、修繕費の実績による減として 30 万円を減額しております。

委託料につきましては、処理施設の運転管理業務です。これは琴の海西部地区（西部のクリーンセンター）、中尾のグリーンセンター、2 箇所分の運転管理業務です。この点検委託業務の実績による減額といたしまして、200 万円の減額をさせていただいております。

工事請負費につきましては、管路施設の道路面の補修につきましての工事費を計上してはりましたが、平成 29 年度実績があっておりませんでしたので、皆減として 65 万円を減額をさせていただいております。

歳入につきまして 5 ページになります。ただいまご説明をいたしました歳出の一般会計繰入金を措置しておりましたので、これに相当する 295 万円の減額をさせていただいております。

1 ページから 4 ページにつきましては、以上の積み上げ分のご説明となりますので省略させていただきます。

続きまして、議案第 28 号平成 29 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明をさせていただきます。

歳出からご説明いたします。6 ページをご覧ください。処理施設の運転管理業務保守点検につきまして、委託料の実績による減をしてしております。先ほどご説明をいたしました農業集落排水事業の琴の海西部クリーンセンター、これを漁業集落排水事業持分ですね。その分の減額として 1 箇所分の減額をしてしております。金額としまして 100 万円の減額です。

歳入の説明をさせていただきます。5 ページをご覧ください。ただいまご説明をいたしました歳出の減に伴いまして、一般会計繰入金の減額を 100 万円しております。

1 ページ目から 4 ページ目につきましては、以上のご説明いたしました内容の積み上げですので、説明を省略いたします。

続きまして、議案第 29 号平成 29 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明をいたします。

歳出から説明をさせていただきます。6 ページ目からご説明をさせていただきます。一般管理費につきましては、財源更正のみとなっておりますが、これにつきましては起債借入額の端数処理といたしまして 6 万円。10 万円未満の金額の部分がありましたので、その部分の更正をいたしております。

続きまして、7 ページ目、1 款 2 項 1 目の排水費につきまして、需用費につきましては、修繕費

の減額として115万7000円を減額しております。

委託料につきましては、公共下水道処理場の汚泥脱水ケーキの処分業務につきまして、これも実績につきまして45万7000円の減額をしております。

そして15節工事請負費につきましては、新規の公共マス設置工事費を計上してはありますが、実績箇所数が減りましたので、101万1000円の減額をしております。

歳入の説明をさせていただきます。5ページ目をご覧ください。ただいまご説明をしました歳出の減額に伴いまして、一般会計繰入金といたしまして550万4000円の減額をさせていただいております。

1ページから4ページは、以上の積み上げになりますので説明を省略させていただきます。以上です。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いいたします。2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

議案第27号、議案第28号に関連して質問させていただきます。

まず27号の6ページです。ここの1款2項1目13節の委託料で、先ほどの課長の説明では西部クリーンセンターと中尾の処理場の保守点検の委託料の減額ということなんですけれども、委託料というのはほとんど毎年変わらないと思うんですよね。それに対してこういった大きな減額があったのは特別な事情があったのか。

また、28号の同じく6ページですね、これも同じように按分ですから100万円減額されているんですけれども、これは500万円の内100万円ですか、2割の減額ですよね。ですから、非常に大きな減額になっているわけですが、予算計上の時どのような予算計上をされたのか。これをお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

委託料につきましては、見積もり入札による差額がまずございます。それと合わせまして予算計上額の段階では維持管理保守業務でございますので、処理水の異常な流入でありますとか、そういった場合の緊急対応を保守業者に行う場合の委託費についても予算を計上させていただいております。――△――△――。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは委員会審査はないですね。後でようございますか、内容は調べます。多分見積もり先がど

のくらいの予算なのか差金と今さっきおっしゃった維持管理の差がどのくらい差金があるのか、執行残があるのか調べますので。時間をいただければ調べます。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

議案第 27 号、28 号、公共下水道にも関係するわけですが、いつも決算審査とか、あるいは予算のうちに農集、漁集の接続率アップということでいつもお願いをしておりますが、そういった問題、最近なかなか接続率が上がらないような状況の中で、そういった地域の方に出向いて接続をしてもらうようなお願いとか、そういったものを今日までとってこられたのか。実績は多分上がってないと思いますが、そういったことを少し詳しくお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

昨年度の推進状況が情報として持ち合わせておりませんので、調査しましてからご報告をさせていただきます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

議案第 29 号、7 ページでございます。排水費の中の工事請負費で、新規公共マス設置工事費減。これは最初申し込みを予定されている方がキャンセルされたのか、元々数をどういうふうに変更をされたのかお訪ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

この予算自体が。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは 195 万円の予算でございまして、決算が 90 何万円で減っているわけですがけれども、当初 8 件の新規の建築予定の話があって、窓口で 8 件を上げておりました。ところが実績は 2 件しかなか

ったということで実績を上げております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

その 8 件は、実績は 2 件しかなかったと、しかし、今後接続される可能性もあるんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建築予定があるだろうという見込みで上げていて、実際がなかったということでございます。平成 30 年度予算に払い込んでいくのではないかと考えております。既に残りの 6 件の方はきています。平成 30 年度予算で対応になるそうでございます。

○議長（後城一雄君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 27 号、議案第 28 号、議案第 29 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 27 号、議案第 28 号、議案第 29 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 27 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 27 号専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号））は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、これから議案第 28 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 28 号専決処分の承認を求めることについて（平成 29

年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、これから議案第 29 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 29 号専決処分承認を求めることについて（平成 29 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は原案のとおり承認することに決定しました。

ここで休憩のため暫時休憩をいたします。10 時 55 分までとします。

暫時休憩（午前 10 時 45 分）

再 開（午前 10 時 54 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を開きます。

先ほどからの保留分について説明をされるそうですのでお願いします。町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

先ほど一般会計補正予算（第 7 号）で森議員から質問がありました件を保留いたしておりましたので、回答させていただきます。

まず、ネクスコの社会貢献活動ですけれども、ネクスコとメンテナンスの契約をしているメンテナンス九州というところの社会貢献事業の一環ということで、町内で建設業を営んでおられる会社の方で実施をされております。

費用につきましては、年間の委託契約費の中で出来る範囲ということになっているそうですので、特別に今回の社会貢献事業に対して費用が払われるということはないそうです。そういったことでその範囲内ということですので、こちら側から希望する施工範囲や施工の内容等は業者さんと協議をしまして、受けていただける範囲で毎年実施をしていただいております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

そういうことになりますと、結果的に費用負担をするのは地元業者であるというような理解になってくるわけですが、それでいいんですかね。そういった理解で。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

特別にその作業に対して費用が負担されないということですので、そういうふうになるかと思えます。新たに費用が生じる部分であるかどうかは業者さんが判断されていると思います。ちなみに作業に用する車両とかは全て元受の会社の車両を使用して施工しているということで、そこは業者さんとも協議をしながら受けていただける範囲でということ、こちらの方もお願いをいたしております。過度に負担が生じているというふうには理解しておりません。以上です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは社会貢献活動には該当しないのではないかと考えてですね。実は車の提供というのは、それは元受が出すわけですから、これは提供になるかも分かりませんが、社会貢献活動ではなくて、委託料の維持管理の範囲内で別の所をやれということですので、社会貢献活動ではないかなと判断しております。ネクスコの社長とも、諫早の所長とも会う機会がございますので、その辺を町内の業者さんあたりにしわ寄せがこないようにということは申し添えをしようかなとっております。

今後そこら辺は注意してみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。次に、財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

同じく補正第7号で岡田議員の質問に対しまして、保留しておりましたふるさと納税返礼品の支出総額に対するピーチポイントの割合というようなご質問だったかと思えます。

まず11月以降はピーチポイント止めておまして、10月までの支払いということになります。総額が1594万7028円の返礼品の支出をしておまして、うち796万5000円、49.9%がピーチポイントの支出済額ということになります。以上でございます。

○町長（渡邊悟君）

次に、まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

岡田議員よりご質問を受けておりました炭焼き釜の稼働の状況でございますけれども、平成29年度は1回炭焼きを行っているということでございます。以上でございます。

○町長（渡邊悟君）

次に、水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

2件保留分がございましたのでご説明をいたします。

まず、1件目の委託費に関してですけれども、先ほどご説明の中で入札差金と予算措置の時に緊急時の対応でということでご説明をしたところですが、すみません、緊急時の対応というのは入札後これまで予算の減額をしなかった部分での説明と、私が混同して説明をしてしまいました。申し訳ございません。

改めてご説明をいたしますと、今回の減額分に関しましては、全て入札差金のみです。ここまで予算を留保しておりましたのが、今後は西部地区の方で結構流入水の水質の変動が激しいものですから、その時の緊急時の対応として追加の業務が発生するかもしれないということで、減額措置をできなかったということが現状です。予算額が漁業集落排水事業と農業集落排水事業と合わせて828万7000円ですけれども、それに対しまして、契約額が496万8000円ですので、約6割の請負率になっております。

それと2点目の推進状況に関してなんですけれども、農業集落排水事業では昨年度、平成29年度の接続率の状況につきましては86.11%から87.29%ということで、微増という結果にはなっております。

漁業集落排水事業に関しては、そのまま横ばいです。実質的に昨年度の推進状況としましても具体的には未接続世帯へのアプローチ等ができておりませんので、今年度につきまして特に今支障となっておりますのが、既に浄化槽を設置されている世帯ですね。そういったところでの接続というのがやはりなかなか進んでいないという状況もございますので、そういったところも重点的に進めながら今後進めていきたいと思っております。

漁業集落排水事業の接続率は現在80.39%です。以上です。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

今の補足説明の中で1点だけ確認をさせていただきたいと思います。先ほどの説明で炭焼きが昨年度は1回だけというようなことのご回答をされたようですが、私どもが総務委員会で大楠倉庫の管理状況を調べさせていただきました、最近。そこの中に炭を販売するためのダンボールがかなりの量で山積みしてあったのを記憶しております。

これは年に1回というような状況が今後続くとすれば、相当な量が余ってくるのではないのかなというような状況を推測するんです。ですから、これ入れるダンボールを作りすぎているのではないかなというような気がしますが、どのような状況なんですか、今後の見通しというのは。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

平成 29 年度は 1 回でございますが、平成 28 年度 2 釜行なっております。現在、平成 28 年度作成したものと平成 29 年度作成したものを販売というようなところに取り組んでいらっしゃるところでございます。そろそろ在庫もなくなりつつあるということでございますので、近々またそういった新たに炭焼きを行いたいという本人の意思がございます。そういった中で先ほど町長が話しましたように、原木の確保というところがまだはっきり決まっていない状況がございますので、是非そういったところを取り組みながら原木を確保し、炭焼きがスムーズに出来るような環境を作りまして推進を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

私が聞いたのは今のこともいいんですが、ダンボールが余っていると。今のペースでいくと相当余ってくるのではないかなということなんです。それに対して、今後どう対処するかということをお尋ねしたんですが、再度、答弁願います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

実際余っているというようなところも、ちょっと私も確認をしてみませんが、状況を踏まえて、是非釜を作っておりますので炭焼きを十分できるように、そして今販売するにおいてはいろいろなイベント等に出かけて——△——△——。

是非それは活用し、使っていくように対応は図っていききたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

是非、現場をまず確認してください。そうすると今のような答弁にはならないと思います。おそらくあのダンボールを使い切るには何十年も掛かります、今のペースでいくと。今のペースでいくとその位の量がありました、山積みしてありましたので。是非確認して。これどうするのかって一瞬私は思いました、その時に。そのような状況ですよ。通常民間はああいうことしない、行政ならではの仕事かなと思ってビックリしたところでございます。是非、そういったところも注視しながら、今後取り組んでいただければなと思います。

めの固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

○議長（後城一雄君）

それでは次に、日程第 10、議案第 30 号東彼杵町地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 30 号東彼杵町地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてでございます。提案の理由が、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、承認地域経済牽引事業者の施設設置に係る土地及び家屋・構築物の取得について、課税開始から 3 年度間、固定資産税の課税を免除するため本案を提出するものでございます。

長い法律の文面でございますけれども、要は町内のある企業が高度な技術ということで、産業集積ということで指定をされております。こういう指定がある場合は課税免除をしてよいということになっておりますので、条例を制定して、課税免除するものでございます。

詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（山下勝之君）

町長に代わり東彼杵町地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてご説明いたします。条例制定につきましては、配布しております資料にまとめております。そちらでご説明したいと思います。

まず、制定の趣旨ですが、この条例は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が改正され、地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、経済活動を牽引する企業を促進する制度が創設されたことに伴い、町内の地域経済牽引企業等の施設設置に係る土地及び建物の取得について固定資産税を免除するための必要事項を定めたものです。

2 番、制定の内容ですけれども、地域経済牽引企業が長崎県基本計画に沿って作成し、国及び県の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って長崎県基本計画の同意日から 5 年以内に対象施設を設置した場合、家屋及び土地の固定資産税を課税開始から 3 年度間免除する内容になっております。

先ほど出てきました長崎県基本計画と対象施設については、以下に記載してあるとおりになっております。

3 番、施行期日ですけれども、公布の日から施行いたします。

なお、固定資産税の課税免除額については交付税措置の対象となっております。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

今からこの条例を定めてされるということですが、主に具体的にどういった、町内にもいろいろな産業があると思います。また、この中では地域内ということで町全体を指すのか、また、ある程度地域を区切って指されるのか、地域を限定をされるのか。そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

税務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（山下勝之君）

先ほど2番でふれました長崎県基本計画に沿ってということになりますけれども、長崎県基本計画は県が指導して県内市町と共に作成をしております。なので、こちらで表す地域は長崎県全体を指すものになります。

事業内容に関してなんですけれども、真ん中の①番から⑤番に書かれた事業に関して対象ということになっております。以上になります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、課長が長崎県と限定しましたけれども、そういう考え方もあるかも分かりませんが、法の趣旨によりますと、自然的、経済的、社会的条件からみて一体である地域ということでございますので、県に限らず離島なんかは全く圏域は別です。その辺は今私が言いました自然的条件とか経済的とか社会的とかそういう一体性があるんだってところの地域ということで捉えていただければ幸いかなと思います。

どんな企業かということでございますので、まだ条例もできておりません。例えば工業団地にあります例えば会社名は伏せますけれども、航空宇宙産業とかいうことで非常に技術とか、あるいは九州の拠点とか産業の集積とかいっておりますので、そういう企業が該当するかと思います。

○議長（後城一雄君）

他に。7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

今度、企業といいたまいますか、企業になるかと思いますが、今度計画をされておりますお茶の茶工場を法人化して、されるようになっていきますね。そういうのも対象になってくるのかどうかですね。ひとつの事業と捉えればひとつの事業でありますので。農林関係の事業なんですけれども、そういったものはどういった扱いになってくるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはそれぞれ資本金の額がいくらとか、製造業の場合は1億円以下で100人以下の雇用とかということがあって、該当するわけでございます。それが個人でもいいわけですので、該当する可

能性が十分あります。だからそれはまだ予定はいたしておりませんが、該当するとなれば建物が条例によって課税免除ということになるかと思えます。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

この議案第 30 号の資料のところを見ますと、これは承認は町がするんですか、県がするんですか。この条例制定に対象するのは県が承認をするのか、町が承認をするのか。これを見たら町がしても良いような感じになっているんですが。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは県が承認を受けた地域経済牽引事業計画というものを作ります。これに承認された事業ですので、それに該当するのは町は固定資産税の課税免除をするということでございますので、承認は県になるかと思えます。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

これを見ると県内市町が策定をしないといけないようになっているわけですね。だから町がするのではないかと思うんですけれども。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

県も基本計画を策定いたしますが、それに沿って各市町村の基本計画を策定することになります。それによって町内のどういった事業、又は業種といったものを選定をして、策定をするようになっております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

そしたら、これは公布の日から施行するとなっておりますけれども、東彼杵町の基本計画を策定しているんですか。してないんでしょう。今から策定をするならちょっとこれ違うんじゃない。公布の日から施行するようになるのかなと思うんですけれども、そこら辺どうなっていますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

手順といたしまして、まず条例整備を行いまして、その後市町村の計画を策定し、その策定に基づいて対象となる事業所等からの申請を受け付けるというような手順になっております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

他に。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 30 号は、総務厚生常任委員会に付託をします。

日程第 11 議案第 31 号 東彼杵町防災情報等提供設備財政調整基金条例の制定について

○議長（後城一雄君）

次に日程第 11、議案第 31 号東彼杵町防災情報等提供設備財政調整基金条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 31 号東彼杵町防災情報等提供設備財政調整基金条例の制定についてでございます。

提案の理由といたしましては、防災情報等の提供に必要な機器の更新並びにソフトウェアの開発に必要な財源を確保する必要があるため、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、財政管財課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

議案第 31 号について町長に代わり説明を加えます。条文をお開きください。

まず、条例の名称を東彼杵町防災情報等提供設備財政調整基金条例としております。

第 1 条、設置の目的に規定しておりますように題名中の防災情報等とは、防災情報及び行政情報と、また、提供設備とは、提供に必要な機器並びにソフトウェアと規定をいたしております。

第 1 条は、先ほど説明しました機器の更新並びにソフトウェアの開発に必要な財源を確保するため、基金を設置することを設置目的として規定をいたしております。

以下、第 2 条は、基金の積み立て額は予算で定めることを。

第 3 条は、基金現金の管理方法について。

第 4 条は、基金から生ずる運用益の処理は予算計上し、基金に編入することを。

第 5 条は、基金の処分を設置目的の財源に充てる限り処分できること。ただし、緊急や災害によ

り財源が不足する場合はこの限りでないことを。

第6条は、繰替運用に関する規定を。

第7条は、町長への委任規定を規定いたしております。

附則でございますけれども、第1項、この条例は公布の日から施行することといたしております。今回、平成30年度の補正予算にも計上いたしておりますので、平成30年度予算が通ってから施行するというふうなことを考えております。

第2項、オフトーク放送が本年3月31日をもって放送終了となり、出納整理が完了いたしましたので、この条例において不要となりました東彼杵町オフトーク通信施設等財政調整基金条例を廃止するものでございます。

第3項、前項の規定により廃止となりますオフトーク通信施設等財政調整基金は、平成29年度末で約730万円の残高がございます。残金につきましては、先ほど申し上げましたように一般会計第1号補正予算に計上するとともに、この基金に属する現金とみなすという経過措置を設けまして、引き続きこの基金により管理していくこととしております。以上、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（後城一雄君）

それではこれから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第31号は、総務厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第12 議案第32号 東彼杵町オフトーク通信設備に関する条例を廃止する条例

日程第13 議案第33号 東彼杵町農産加工センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例

日程第14 議案第34号 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

次に日程第12、議案第32号東彼杵町オフトーク通信設備に関する条例を廃止する条例、日程第13、議案第33号東彼杵町農産加工センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例、日程第14、議案第34号議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部を改正する条例、以上3件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第32号東彼杵町オフトーク通信設備に関する条例を廃止する条例でございます。

提案の理由といたしましては、平成30年3月31日をもって、東彼杵町オフトーク通信サービスを終了したため、本案を提出するものでございます。

次に議案第 33 号東彼杵町農産加工センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例でございます。

提案の理由といたしましては、施設の耐用年数を超え、建物の老朽化が激しく安全に利用することが出来なくなったため、本案を提出するものでございます。

次に議案第 34 号議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由といたしましては、平成 30 年の 3 月 31 日をもって、東彼杵町オフトーク通信サービスを終了したため、本案を提出するものでございます。

議案第 32 号、議案第 34 号につきましては、総務課長から説明をさせます。

議案第 33 号につきましては、農林水産課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

町長に代わり議案第 32 号について補足して説明いたします。平成 2 年から電話回線を利用した町内への情報伝達システムとして利用されてきたオフトーク通信システムを、アナログから光へと変わる通信技術の進歩に伴い、NTT 側からサービス終了が通知されまして、平成 30 年 3 月 31 日をもってサービスを終了いたしました。そのため東彼杵町オフトーク通信設備に関する条例自体を廃止するものでございます。

続きまして、議案第 34 号について説明いたします。議案第 34 号についても同じく平成 30 年 3 月 31 日をもって、東彼杵町オフトーク通信サービスを終了したためでございます。

新旧対照表を見ていただきますと、議会の議決に付すべき公の施設ということで、特に重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止についての特別議決の中で定めております施設として、第 3 条第 1 項第 2 号の放送施設を削るものでございます。改正内容は以上でございます。説明を終わります。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

議案第 33 号につきまして町長に代わり補足説明させていただきます。

農産加工センターにつきましては、平成 2 年 8 月に学校法人東彼学園から購入したものを、平成 4 年に改修、そして平成 5 年 3 月に条例を設置し、農産加工の研究開発、販売目的に利用してきました。平成 26 年定期監査の報告によりまして、それまでも指摘があったようでございますが、二階天井部分が崩落し、危険な状態ということもございまして、その後その施設の利用等の検討を重ねてまいりました。実質的にそこを利用している農産加工組合と、高齢化そして人員不足ということで、今後の利用もなかなか見込めないということもございまして、最終的に東彼杵町特産品企業加工組合が平成 28 年度末に解散をしております。併せて施設そのものも閉鎖し、今回条例の廃止

ということで関連予算を補正予算ということで計上させていただいているところです。以上です。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

議案第 33 号の農産加工センター設置及び管理に関する条例の廃止ということで、これも以前私も総務委員会に所属をしておりました時に現地確認、調査も行きましたところ、やはりかなり傷んできているなというのを感じました。しかし、それも隣にある樹木が横に伸びてきて、結局その落ち葉とかなんとかでも少し追い討ちをかけているのではなかろうかと思われるような感じもしたわけですね。今回解体された後に再度使うとなればやはりその辺も検討されて、隣の地権者の方とも話し合いをされなければならないと思いますが、以前にもそういった報告書でも報告あたりもしていたと思いますが、その後の対応あたりはどのようにされてきたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

大変申し訳ないですけども、全くそれは何の対応もしていないと思います。今回解体をするわけですけども、その後建物が建つ前に本来ならば、隣接地の樹木を切っていただくという措置はとらないかと思っております。解体するにしてもしないにしても、そういう話はしていこうと思っております。

指摘があったことについては、全く担当も私も含めましておこなっておりませんでしたので、大変申し訳ないと思っております。

○議長（後城一雄君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 32 号、議案第 33 号、議案第 34 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 32 号、議案第 33 号、議案第 34 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 32 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 32 号東彼杵町オフトーク通信設備に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 33 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 33 号東彼杵町農産加工センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 34 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 34 号議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 35 号 東彼杵町営住宅管理条例の一部を改正する条例

日程第 16 議案第 36 号 東彼杵町地域活性化住宅管理条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 15、議案第 35 号東彼杵町営住宅管理条例の一部を改正する条例、日程第 16、議案第 36 号東彼杵町地域活性化住宅管理条例の一部を改正する条例、以上 2 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 35 号東彼杵町営住宅管理条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由といたしましては、平成 30 年 3 月 31 日をもって、東彼杵町オフトーク通信サービスを終了したことにより、入居者募集方法からオフトーク放送による周知を削除するものでございます。

次に、議案第 36 号東彼杵町地域活性化住宅管理条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由が平成 30 年 3 月 31 日をもって、東彼杵町オフトーク通信サービスを終了したことにより、入居者募集方法からオフトーク放送による周知を削除するためでございます。

詳細につきましては建設課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

議案第 35 号東彼杵町営住宅管理条例の一部を改正する条例を、町長に代わりまして説明いたします。

添付しております資料の新旧対照表をご覧ください。平成 30 年 3 月 31 日をもちましてオフトーク通信が終了したことに伴いまして、オフトーク放送による周知に関わる文言を削除しました。それと時代に合わせた形で条例を改正しております。議案第 35 号は以上です。

続きまして、議案第 36 号東彼杵町地域活性化住宅管理条例の一部を改正する条例です。

新旧対照表をご覧ください。こちらもオフトーク放送が終了したことに伴いまして、新旧対照表のように改正をしております。以上です。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 35 号、議案第 36 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 35 号、議案第 36 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 35 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 35 号東彼杵町営住宅管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 36 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 36 号東彼杵町地域活性化住宅管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 18 議案第 38 号 東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 17、議案第 37 号東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第 18、議案第 38 号東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上 2 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 37 号東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。提案の理由が、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により、本条例の一部を改正する必要があるため本案を提出するものでございます。

議案第 38 号東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。提案の理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により、本条例の一部を改正する必要があるため本案を提出するものでございます。

いずれも詳細は町民課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（構浩光君）

まず、議案第 37 号について説明いたします。改正理由は、厚生労働省省令第 46 号児童福祉法第 34 条の 8 の 2 第 2 項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が改正されたため、今回改正を行うものです。

新旧対照表をお開きください。旧第 10 条第 3 項第 4 号学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者を、新では教育職員免許法第 4 条に規定する免許状を有する者に改正です。

また、今回の改正は、放課後児童支援員の資格要件の拡大で、新しく第 10 条第 3 項第 10 号に 5 年以上放課後健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者を追加するものであります。主に高校を卒業していない方で勤務年数が 5 年以上の方が対象となってきます。

戻っていただいて、附則、この条例は公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 38 号について説明いたします。改正理由は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令第 45 号が改正されたため、今回改正

を行うものです。

新旧対照表をお開きください。第15条第1項第2号に引用しています認定こども園法第3条に項ずれが生じたため、旧で同条第9項、新で同条第11項に改正するものであります。

戻っていただいて、附則、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。よろしく審議のほどをお願いいたします。以上です。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑のある方は先に議案番号をお知らせください。7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

議案第37号の件でお尋ねをいたします。本町には今にこにこハウス、あるいはわくわくハウス、放課後児童健全育成事業でやっておりますが、現在ここに改正をされるような案件の方がおられるのか。何名体制ぐらいでそれぞれやっておられるのか、まず、お尋ねをしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（構浩光君）

まず、学童にこにこハウスです。職員数は12名おられます。今回の該当者はおられません。

続きまして、学童保育わくわくハウスです。こちらの方は職員5名がおられまして、今回該当する方はおられません。以上です。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

今聞いた数字によりますと、相当倍以上、いろいろ部分的に時間帯を区分けしてやっておられるかもしれませんが、そういった中でまず子ども達が来た時の役割分担、そういった指導要領とか、ここに設置及び運営に関する基準を定める条例ということで条例があるようですが、そういった中で保育士さんっていうか、その健全育成にあたられる方の子どもに対する接し方というのはどのようなやり方でやっておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（構浩光君）

子どもに対する接し方ですか。うちは答えようがないんですけど、学校育成事業について、これ

を基にしながら接してられるかと思うんですよね。基準としては学校終わられて、学童の方に来られて、それから受付して勉強なり学習なりされていると思います。

また、彼杵小学校については、国道がありますので、にこにこハウスの方から支援員さんがお迎えに行き、一緒に行動をしてにこにこハウスまで連れて行って、そこから宿題を見たりとかいろいろ遊んだりとか保護者が来るまでの面倒を見ていると思います。以上です。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

私が今言いましたのは、特に今新聞あるいはテレビ等ニュースでひどい、命に関する問題が特に出てきているわけですよね。そういった中で、子ども児童そういった成長過程において、お互いの社会生活の中で培っていくものが多いにあるのではなかろうかと思われるわけですよね。そういったことも接し方によってよく目を光らせて見ていて、ちょっと変なことがあれば、そこで注意をあげて子ども達に促していくというのが大変重要なことになってくるのではなかろうかと思って、今お尋ねをしたところでもあります。そういった中で、また、学校とも学童保育も連携を取りながらやっていかないと、学校に迎えには行くといわれていますが、そういった生活状況とか。今の学校との連携。そういったものはどのようになっているのか。教育長さんもおられますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

学童保育に関わりましては、彼杵小学校、あるいは千綿小学校におきましても、この学童保育の支援員さんもおられますので、その方々との年度当初の親子の顔合わせ会等をもって、そしてその中で社会教育係の方からいろいろな研修などもしているところでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

同じく議案第 37 号の今の (10) のところです。5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であってということでなんですけれど、にこにこハウス 12 名と言われたんですけれど、常時ではなくて、図書室とかの兼ねあって仕事されている方々も多分いらっしゃると思うんですけれど、そういう方の場合はどちらに入るんですか。5 年以上となっていますけれど。1 年間のうちに例えば何日以上とかそういうものがあるのか、1 年契約していればその人は例えば年間 50 日とか 100 日でも 1 年と計算できるのか。その辺はどのようになっていますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（構浩光君）

これは日数は関係ないです。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

契約すれば1年ということで、後は町長が適当と認めた者ということですので、町長判断ということですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（構浩光君）

今、議員さんが言われたとおりの答えになります。以上です。

○議長（後城一雄君）

他にございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 37 号、議案第 38 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 37 号、議案第 38 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 37 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 37 号東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 38 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 38 号東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 39 号 平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 19、議案第 39 号平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 39 号平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）でございます。予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7980 万 7000 円を追加いたしまして、予算の総額を 45 億 9580 万 7000 円とするものでございます。

提案の理由といたしましては、今回の補正予算の主なものは歳出におきましては、総務費にオフトーク端末等撤去作業手数料、軽自動車の購入、東彼杵町防災情報等提供設備財政調整基金積立金、ふるさと納税応援寄附管理システム導入委託料など 1101 万 6000 円でございます。

民生費には、地域密着型サービス等整備助成事業費補助金、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業費補助金など 4715 万円。農林水産費に農産加工センター解体工事、農業集落排水事業特別会計繰出金など 1014 万 9000 円。土木費に道路橋梁維持新設改良など 450 万円。消防費に総合会館公衆無線 LAN 環境整備業務委託料など 579 万 6000 円を計上いたしております。

財源といたしましては、特定財源として民生費などへの国庫支出金に 159 万 4000 円、県支出金に 4672 万円。総務費へのオフトーク通信施設等財政調整基金繰入金などは 749 万 5000 円、消防費へは町債 520 万円を計上しております。

なお、一般財源として繰越金に 1879 万 8000 円を追加計上いたしております。

詳細につきましては、財政管財課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

町長に代わりまして議案第 39 号について説明を加えます。

15 ページをお願いいたします。3 歳出、2 款 1 項 3 目 12 節及び 13 節は、ふるさと応援寄附金拡大のため、返礼品の発掘やサイトの作り込みなどをトータルプロデュースする会社に委託する経費といたしまして、12 節にシステム保守料 34 万 1000 円、13 節に事務代行業務委託料 100 万円及び管理システム導入業務委託料 190 万 1000 円を追加いたしております。5 目財産管理費 7 節賃金は、昨年度まで登記関係事務のため嘱託職員 1 名を雇用しておりましたが、本人の申し出により短時間勤務となったことにより、7 月以降の賃金 86 万 9000 円を追加いたしております。15 節工事請負費は、彼杵駅 3 箇所、千綿駅 3 箇所の洋式トイレにウォシュレットを設置する工事費及び議員控室空

調設備取替工事費、合わせて93万5000円を追加いたしております。9目電子計算費13節委託料は、教育センターのwi-fi化のため、当初予算に総合会館教育センター公衆wi-fi環境整備業務委託料252万5000円を計上いたしておりますが、緊急防災事業として避難所となる施設の公衆無線LAN化が可能となりましたので、有利な防災事業へ変更することで皆減といたしております。また、障害者自立支援給付支払等システム改修業務委託料55万1000円は、法改正に対応するための電算改修費として追加をお願いするものです。10目地域づくり推進事業費は、東宿コミュニティセンターの公共下水道への接続費補助として18万9000円の追加。13目地域情報通信費12節、端末等撤去作業手数料は、廃止となりましたオフトーク通信宅内端末の撤去費として当初予算に100万円を計上しておりますが、不足が見込まれるため270万円の追加をお願いするものです。また、財源更正は端末等撤去作業手数料100万円を当初予算に計上する際、一般財源としておりましたが、今回補正においてオフトーク通信施設等財政調整基金から繰り入れる予算措置を行ったことによるものとなっております。18節備品購入費は、地域情報発信事務に必要なデジタルカメラと軽自動車購入費として、合わせて140万9000円の追加を行っております。

16ページをお願いいたします。25節、東彼杵町防災情報等提供設備財政調整基金積立金は、廃止となりますオフトーク通信施設等財政調整基金の平成29年度末残高730万6031円から、12節の端末等撤去手数料を差引いた360万7000円を積立てるものでございます。

飛びまして18ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費19節、地域密着型サービス等整備助成事業費補助金3200万円と介護施設等の施設開設準備経費等支援事業費補助金1440万円は、いずれも長崎県より受入れましたグループホーム建設に伴う補助金をそのまま交付するための追加となっております。2項2目児童運営費19節、保育対策総合支援事業補助金は、認定こども園のICT化推進事業への補助金75万円を追加しております。

20ページをお願いいたします。6款1項3目農業振興費15節工事請負費は、昭和48年建築の園舎を平成2年度に買い受け、農産加工センターとして使用しておりましたが、老朽化が著しく他の用途への転用が見込めないため、解体工事費の追加をお願いするものです。19節、ながさき鳥獣被害防止総合対策事業補助金（ワイヤーメッシュ柵）56万7000円の減額と、中山間地域所得向上支援対策事業補助金（ワイヤーメッシュ柵）56万8000円の追加は、中山間地域所得向上支援対策実施要綱の一部改正により、ワイヤーメッシュ柵布設事業が対象となりましたので、山田地区の事業を組替えるものでございます。6目28節、農業集落排水事業特別会計繰出金は、きのくに子どもの村学園の寄宿舎建設に伴う下水道管延長工事費300万円を追加いたしております。3項水産業費1目13節、大村湾環境保全・資源開発業務委託料100万円の追加は、藻場に生息するムラサキウニの除去及び除去しましたムラサキウニの養殖並びに彼杵川河口付近のアサリ定着育成調査に係る委託事業を、地方創生推進交付金事業を活用して実施するものでございます。19節、イカ柴つけ設置事業補助金5万円の追加は、当初予算に総事業費28万円の2分の1の14万円を補助金として計上しておりましたが、地方創生推進交付金事業として採択となり、総事業費が10万円増額となりましたので、その2分の1、5万円を追加いたしております。なお、財源更正は、当初予算計上分のイカ柴つけ設置事業補助金に地方創生推進交付金事業、国庫補助金が交付されることとなりましたので、併せて財源更正を行っております。2目漁港管理費15節、航路浚渫工事は、エビス泊地の浚渫工事費として新規に計上いたしております。

22 ページをお願いいたします。7 款 1 項 4 目 12 節、広告宣伝料は、道の駅案内冊子に町の宣伝掲載のため 32 万 4000 円の追加。8 款 2 項 2 目道路橋梁維持・新設改良費 15 節、改良工事は、町単工事要望箇所 5 箇所の、舗装補修工事は、町単要望箇所 3 箇所の工事費をそれぞれ追加をいたしております。

24 ページをお願いいたします。9 款 1 項 5 目災害対策費 13 節、総合会館公衆無線 LAN 環境整備業務委託料は、当初予算に教育センターに公衆 wi-fi を設置するための予算を計上していましたが、有利な緊急防災・減災事業債により整備可能となりましたので、文化ホールを含む総合会館全てに公衆無線 LAN を整備するため、565 万 5000 円を追加いたしております。10 款 1 項 2 目事務局費 8 節の謝礼 19 万 2000 円、それから 9 節の旅費 11 万 5000 円、11 節の需用費 4 万 4000 円及び 12 節通信運搬費のうち 1 万 5000 円の追加は、教育委員会事業としてコミュニティスクール推進体制構築事業の委託を文部科学省から受けましたので、所要経費の追加を行っております。また、8 節の講師謝礼は、学校が長崎県の指定を受け、実践しておりますコミュニティスクール推進事業の本発表時の記念講演、講師謝礼として 15 万円の追加。12 節通信運搬費のうち、3 万 1000 円は、ソーシャルワーカーの携帯電話通信費として追加いたしております。

26 ページをお願いいたします。2 項小学校費 1 目 14 節、複写機リース料は、統合により児童数が増加し印刷に時間がかかり、複写機を増やす必要が生じたため 8 万 7000 円の追加を行っております。18 節備品購入費及び次のページの 3 項 1 目 18 節備品購入費は、文部科学省の指導もあり「働き方改革」を進める観点で、タイムレコーダー購入費をそれぞれ 11 万 9000 円追加いたしております。なお、3 項の財源更正は、当初予算に計上しております学習支援員雇用賃金に県補助金 32 万 1000 円が交付されるため、財源更正を行っております。

戻っていただいて、9 ページをお願いいたします。2 歳入、15 款 2 項国庫補助金 2 目 1 節、地域生活支援事業費補助金 27 万 5000 円の追加は、電子計算費に計上しております障害者自立支援給付支払等システム改修業務委託料の 2 分の 1 が交付されます。2 節、保育対策総合支援事業費補助金 50 万円は、認定こども園の ICT 化推進事業費の 3 分の 2 が交付されることとなっております。6 目、地方創生推進交付金は、大村湾環境保全・資源開発業務委託料の 2 分の 1、50 万円と、イカの柴つけ設置事業補助金の 2 分の 1、9 万 5000 円、合わせて 59 万 5000 円が交付されます。

10 ページ、3 項 3 目教育費委託金 1 節、コミュニティスクール推進体制構築事業事務委託金は、定額で 22 万 4000 円が交付されることとなっております。16 款 2 項県補助金 2 目 1 節、長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金は、グループホーム建設に伴う補助金の 100%、4640 万円の交付。4 目 1 節農業費補助金は、事業費の 100%が、7 目 3 節、非常勤講師等配置支援補助金追加は、当初予算で計上しております学習支援員雇用賃金に対し、2 分の 1 以内の補助金 32 万 1000 円が新たに交付されます。

12 ページをお願いいたします。19 款 1 項 3 目ふるさと創生事業基金繰入金は、東宿コミュニティセンターの下水道接続補助金の財源とするため、18 万 9000 円を、7 目オフトーク通信施設等財政調整基金繰入金は、端末等撤去作業手数料の財源として、また基金廃止に伴う余剰金処分として、合わせて 730 万 6000 円を繰入れております。20 款 1 項繰越金 1 目 1 節、今回補正の財源とするため、前年度繰越金を 1879 万 8000 円追加いたしております。

14 ページをお願いいたします。22 款 1 項町債 2 目、総合会館公衆無線 LAN 環境整備事業 520 万

円は、起債対象経費の100%を借入れることで、追加計上いたしております。なお、後年度の交付税措置率は、元利償還金の70%が措置されることとなっております。

戻っていただいて、4ページをお願いいたします。第2表継続費、8款2項、大野原高原線道路改良事業に2年間で総額5600万円の継続費の設定をお願いするものでございます。また、年割額は本年度分として、当初予算に計上しております4目社会資本整備交付金事業費15節、改良工事5950万円のうち、3425万6000円を限度として、平成31年度は2174万4000円を限度として設定するものです。なお、末尾28ページに継続費に関する調書を付しておりますので、後ほどご高覧ください。

5ページ、第3表債務負担行為補正、当初予算に計上しております子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料192万3000円に、平成31年度に250万円を限度とする2か年間の契約を締結したく、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。第4表地方債補正、総合会館公衆無線LAN環境整備事業のため借り入れます、緊急防災・減災事業債520万円を追加し、限度額の補正を行っております。なお、起債の方法、利率及び償還方法は変更ございません。

戻っていただいて、1ページから3ページの第1表は、ただいま説明した金額の積み上げですので、説明を省略いたします。

以上、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第39号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第20 議案第40号 平成30年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

○議長（後城一雄君）

次に日程第20、議案第40号平成30年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第40号平成30年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ300万円を追加いたしまして、予算総額を4660万円とするものでございます。

提案の理由が、今回の補正は、歳出については西部地区管路新設に伴う工事請負費に300万円を追加いたしております。

その財源といたしましては、繰入金300万円を追加いたしております。

詳細につきましては、水道課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

議案第 40 号平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について補足説明をさせていただきます。

6 ページ目をご覧ください。歳出から説明をいたします。

2 款 1 項 1 目 15 節の工事請負費です。先ほど一般会計の方でも説明がございましたけれども、西部地区（音琴小学校跡地）への学校法人の進出に伴いまして、当該施設の寄宿舍の配管につきまして町道部分がございます。この部分につきまして、町施設としての管路が整備されておりませんので、町道上の管路施設につきまして迎えにいくという形で開削工事を予定をいたしました。その分の工事請負費 300 万円を計上させていただいております。

続きまして 5 ページをご覧ください。歳入の説明をいたします。当該費用分に相当する一般会計繰入金金の追加をお願いをしております。

1 ページから 4 ページ目につきましては、以上説明の積み上げですので説明を省略いたします。よろしくお願いたします。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 40 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第 21 報告第 2 号 繰越明許費に関する報告について
(平成 29 年度東彼杵町一般会計)

日程第 22 報告第 3 号 事故繰越に関する報告について
(平成 29 年度東彼杵町一般会計)

○議長（後城一雄君）

次に日程第 21、報告第 2 号繰越明許費に関する報告について（平成 29 年度東彼杵町一般会計）、日程第 22、報告第 3 号事故繰越しに関する報告について（平成 29 年度東彼杵町一般会計）、以上 2 件を議題とします。本案について説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

報告第 2 号繰越明許費に関する報告でございます。これにつきましては財政管財課長から説明をさせます。

報告第 3 号事故繰越しに関する報告につきまして、これにつきましても財政管財課長から説明をさせます。よろしくお願いたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

報告第2号平成29年度一般会計繰越明許費に関する報告につきまして、添付しております繰越計算書で報告させていただきます。

まず、議決をいただいた事業は全部で7事業。うち、実際に繰越した事業も7事業となりました。

また、議決をいただいた限度額は合計で2億1918万7000円、実際の繰越額が1億9927万9000円。財源内訳は、未収入特定財源の国県支出金が1億1276万9000円、地方債が6190万円、その他が32万5000円。また、一般財源2428万5000円が翌年度に繰越す財源内訳となります。

それぞれの事業につきまして、5月末までの進捗率と、完了予定につきまして報告いたします。

2款1項まちづくり支援交付金は、やすらぎの里・さくらまつりの開催経費に対する補助事業で、4月中旬に支払まで完了いたしております。

4款1項水道事業会計繰出金は、町道里一ツ石線改良事業に伴う水道管布設に対する繰出金で、進捗率0%、8月末完了予定となっております。

6款1項強い農業づくり交付金事業補助金は、てん茶加工施設の導入に対し補助金を交付する事業で、進捗率0%、12月末完了予定です。

6款1項そのぎ茶啓発情報誌企画構成委託業務は、進捗率70%、7月上旬完了予定です。

8款2項木場本線道路改良事業は、交差点構造物修正設計業務委託を繰越したもので、進捗率70%、6月末完了予定です。

8款8項町道里一ツ石線改良事業は、進捗率85%、8月末完成予定です。

11款1項29年農地等災害復旧事業費は、3工区の工事を繰越し、2工区が4月中旬に、1工区が5月中旬に完成をいたしております。以上、報告第2号について報告を終わります。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

平成29年度一般会計事故繰越しでございます。

まず、申し訳ございません。表中、土木費の款を2款としておりまして、8款に訂正をよろしくお願いいたします。

8款3項河川費、事業名は明時川護岸復旧工事でございます。契約額は73万2240円、3月30日竣工として平成30年3月15日に契約を締結しておりましたが、説明欄に記載しておりますように契約工期前半に天候不良な日が続き、工事に着工できず、やむを得ず、繰越をさせていただいたのでございます。

なお、工事は既に竣工いたしております。以上、報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第2号、報告第3号を終わります。

日程第23 報告第4号 予算繰越に関する報告について
(平成29年度東彼杵町水道事業会計)

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 23、報告第 4 号予算繰越に関する報告について（平成 29 年度東彼杵町水道事業会計）を議題とします。本件について説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

報告第 4 号予算繰越に関する報告についてでございます。平成 29 年度東彼杵町水道事業会計の予算繰越計算書でございます。

詳細につきましては、水道課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

報告第 4 号予算繰越に関する報告について、補足してご説明をさせていただきます。

この報告につきましては地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定によりまして、別紙の繰越計算書によりまして報告をさせていただきます。

繰越計算書をご覧いただきますと、先ほど一般会計の方でも説明がありましたけれども、本繰越につきましては 2 款 1 項の里一ツ石線水道管布設替工事、これは本体工事の方であります建設課の工事の繰越に伴いまして、水道管の布設替につきましても併せて繰越を行うものでございます。翌年度の繰越額が 146 万 5000 円ということで繰越を行っております。以上、報告第 4 号について報告をさせていただきます。

○議長（後城一雄君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 4 号を終わります。

日程第 24 報告第 5 号 専決処分に関する報告について

（東彼杵町防災情報提供システム整備業務委託契約の変更に伴う請負金額の変更について）

日程第 25 報告第 6 号 専決処分に関する報告について

（里一ツ石線改良工事（9 工区）請負契約の変更に伴う請負金額の変更について）

日程第 26 報告第 7 号 専決処分に関する報告について

（太ノ浦周辺用水対策工事請負契約の変更に伴う請負金額の変更について）

○議長（後城一雄君）

次に日程第 24、報告第 5 号専決処分に関する報告について（東彼杵町防災情報提供システム整備業務委託契約の変更に伴う請負金額の変更について）、日程第 25、報告第 6 号専決処分に関する報告について（里一ツ石線改良工事（9 工区）請負契約の変更に伴う請負金額の変更について）、日程第 26、報告第 7 号専決処分に関する報告について（太ノ浦周辺用水対策工事請負契約の変更に伴う請負金額の変更について）、以上 3 件を議題とします。本件についてそれぞれ説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

報告第5号東彼杵町防災情報提供システム整備業務委託契約の変更でございます。

契約変更の理由は、東彼杵町防災情報提供システム整備業務委託契約の変更でございます。

契約の変更の方法は、随意契約でございます。

変更前の契約金額は9828万円、変更後の契約金額は9674万1000円でございます。

契約の相手方が、福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目2番28号、会社名がNTTビジネスソリューションズ株式会社九州支店、取締役九州支店長 坂井宣之でございます。

次に、報告第6号里一ツ石線改良工事（9工区）の請負契約の変更でございます。

変更の理由が、里一ツ石線改良工事（9工区）契約額の変更。契約変更の方法は、随意契約でございます。

変更前の契約金額が7006万680円でございます。変更後の契約金額が7135万3440円でございます。

契約の相手方が、東彼杵郡東彼杵町三根郷1662番地7、会社名が株式会社朽原建設、代表取締役 朽原元樹でございます。

次に、報告第7号太ノ浦周辺用水対策工事でございます。

契約変更の理由でございます。太ノ浦周辺用水工事契約額の変更、契約変更の方法は随意契約でございます。

変更前の契約金額は1億1944万2600円でございます。変更後の契約金額が1億2074万9400円でございます。

契約の相手方が、佐世保市光町109、会社名が株式会社堀内組、代表取締役 山下功三でございます。

報告第5号につきましては総務課長から、報告第6号、報告第7号につきましては建設課長からそれぞれ説明をさせます。よろしくお願いたします。総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

報告第5号について説明いたします。東彼杵町防災情報提供システム整備業務委託の契約は、携帯電話網等を利用した防災情報の伝達システム構築を行ったものです。スマホを持たれていない高齢者世帯等へ防災情報を提供するため戸別受信機970台を計画しておりましたが、3月末では設置申請が443台に留まり、527台分の設定費用等が不用となり、1153万9000円の減額契約を行ったものでございます。以上、報告第5号の説明を終わります。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

報告第6号につきまして、町長に代わりまして説明いたします。

添付の平面図において説明いたします。図面右側上方が綿打ちため池になりまして、左側の方に

いきますと県道の大村嬉野線との交差点になります。

主な変更理由としまして、路床盛土としまして現場内の発生土を利用しておりますけれども、含水比が高かったため、石灰改良工の 260 m³を追加しております。

図面中央になりますけれども、雨水の排水のための横断橋 8.6mを追加しております。図面の下側になりますけれども、切土 5 号ブロックの転場に、上の圃場からの転落防止のための転落防止柵の 24mを追加しております。また、図面中央の上の方になりますけれども、ガードレールを 13m追加しております。以上です。

続きまして報告第 7 号です。こちらも添付の平面図において説明いたします。図面右側上方が四川内池、左側の下の方が山頭池になります。

主な変更な理由としまして、四川内池の下の方に 2 箇所、山頭池の下の方に 3 箇所、合計 5 箇所。赤色で表示しておりますけれども、排水路に接続柵を設置しておりますが、その柵に柵蓋を設置しております。

図面の中央部になりますけれども、侵入路に車止めポスト 4 本を追加しております。全体の工事におきまして、当初岩板掘削を想定していたんですけれども、岩板でなく転石が確認できましたので、岩板掘削から転石破碎に変更しております。合計で 188 m³でございます。

また、現地に木が樹生しておりましたので、伐採しました木を処分場まで運搬しております。これが 10 t の貨物自動車で、19km の運搬距離で 9 台を追加しております。以上です。

○議長（後城一雄君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 5 号、報告第 6 号、報告第 7 号を終わります。

日程第 27 発議第 1 号 核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書

○議長（後城一雄君）

次に日程第 27、発議第 1 号核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書を議題とします。発議を局長に朗読させます。

○事務局長（有川寿史君）

朗読。

○議長（後城一雄君）

本案について提出者の説明を求めます。議会運営委員長、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

提出の理由を申し上げます。

「長崎を地球最後の被爆地に」することを心から願い、核兵器のない真に平和な世界を一日も早く実現するために、被爆を体験した被爆県の町議会として、日本政府が早急に核兵器禁止条約に署名し、批准することを求めるものである。以上です。

○議長（後城一雄君）

これから提出者に対しての質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第1号は会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書は原案のとおり可決されました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣、外務大臣に送付することにいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

散 会（午後 0 時 24 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 後城 一雄

署名議員 岡田 伊一郎

署名議員 前田 修一